

浄化槽関連

○久留米市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日施行
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正
令和 8 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、浄化槽を設置する者に対して交付する久留米市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が 90 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 20 ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するとともに、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日衛浄第 34 号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅等 主に居住の用に供する建築物（延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建築物とする。）をいう。
- (3) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 1 条第 3 号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (4) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 29 条第 3 号に規定する便槽をいう。
- (5) 転換 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。
- (6) 処分 転換に伴う単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分をいう。
- (7) 配管 生活排水を浄化槽本体に流入させるために、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きよ、ポンプ設備及びますをいう。

(補助対象地域)

第 3 条 補助金の交付の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる区域以外の地域とする。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により公共下水道の事業計画の認可を受けた区域
 - (2) 農業集落排水処理施設による処理区域
 - (3) 地域し尿処理施設による処理区域
- 2 前項第 1 号の下水道認可区域のうち、当分の間下水道の整備が見込まれない地域で市長が認めた場合補助対象地域とする。

(補助金の交付)

第 4 条 市長は、補助対象地域内において、専用住宅等に処理対象人員が 10 人以下で汚水処理未

普及の解消につながる浄化槽を別に定める浄化槽設置工事基準書に基づき設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けず、又は浄化槽法第5条第1項に基づく届出を行わないで浄化槽を設置する者
- (2) 申請者が居住しない建物に合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 賃貸又は販売等、営利の目的で専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 合併処理浄化槽が設置された戸建住宅等の建替をする者
- (5) 設置された合併処理浄化槽の更新をする者（災害に伴うものを除く。）
- (6) 補助金の交付の対象となる事業の期間内に工事の実績報告を行い、現地検査をすることができない者
- (7) 補助金の交付決定前に浄化槽工事に着手した者
- (8) 専用住宅等又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (9) 生活の本拠として当該建物に居住しない者
（補助金の額）

第5条 浄化槽の設置に要する経費に対する補助金の額は、別表第1の左欄に掲げる区分につき、それぞれ右欄に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、久留米市生活排水処理基本構想（平成20年8月策定）の令和6年3月改定により、汚水処理方法を公共下水道から合併処理浄化槽に変更された区域内の転換の場合は、別表第2左欄に掲げる区分につき、それぞれ右欄に定める額を限度として前項の補助金額に加算する。

3 転換の場合においては、別表第3の左欄に掲げる区分につき、それぞれ右欄に定める額を限度として前項の補助金額に加算する。

4 前項の場合において、各区分の加算金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 住宅平面図（配置配管図）
- (3) 浄化槽設置届出書の写し及び意見書の写し、又は浄化槽設置届出書の写し及び受理書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 確認書
- (7) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (8) 浄化槽設備士免状の写し（ただし、昭和62年度以前に交付されたものは、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも添付すること。）
- (9) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (10) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）（ただし、10人槽以下に限る）
- (11) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (12) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更するとき又は補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）

を、廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金にかかる事業完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (4) 転換実施報告書（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換の場合のみ）
- (5) 産業廃棄物管理票の写し（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換の場合のみ）
- (6) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト（別表第3）
- (7) 施工の写真
- (8) 浄化槽法定検査（11条検査）依頼書の写し（単独処理浄化槽からの転換の場合のみ）
- (9) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び現地確認により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（第6号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。ただし、第7条第2項の規定により交付の決定をした補助金の額（第8条第1項の規定により補助金の額を変更した場合にあっては、当該変更した後の額）と、確定した額とが同額の場合は、通知を省くことができる。

（補助金交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

算定人槽区分	限 度 額
5 人槽	332,000円
6 人槽	373,000円
7 人槽	414,000円
8 人槽	458,000円
9~10人槽	548,000円

別表第2 (第5条関係)

算定人槽区分	加算金限度額
5 人槽	294,000円
6 人槽	330,000円
7 人槽	366,000円
8 人槽	405,000円
9~10人槽	485,000円

別表第3 (第5条関係)

区 分	加 算 金 限 度 額
既存単独処理浄化槽の処分に要する費用	150,000円
既存汲み取り便槽の処分に要する費用	120,000円
配管設置工事に要する費用(単独処理浄化槽からの転換)	330,000円
配管設置工事に要する費用(汲み取り便槽からの転換)	330,000円

表第3 (第9条関係)

チェックリスト

No.	検査項目	チェックポイント	適否
1	流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ逆流のおそれはないか	
3	誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか	
		雨水や工場廃水等が流入していないか	
4	柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか	
5	流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか	
6	嵩上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか	
		保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか	
		コンクリートスラブが打たれているか	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触曝気槽の接触材に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
11	曝気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変更、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
		空気の出方や水流に片よりはないか	

No.	検査項目	チェックポイント	適否
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
		薬剤筒は傾いていないか	
13	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプ柵に変形や破損はないか	
		ポンプ柵に漏水のおそれはないか	
		ポンプが2台以上設置されているか	
		設計通りの能力のポンプが設置されているか	
		ポンプの固定が十分行われているか	
		ポンプの取外しが可能か	

		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか	
14	ブロワーの設置、稼働状況	適正能力の送風機が設置されているか	
		防振対策がなされているか	
		固定が十分行われているか	
		アースはなされているか	
		漏電の恐れはないか	
15	既存設備（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽）の撤去	既存設備の撤去が十分行われているか	
		産業廃棄物の処理が適正に行われているか	

上記のとおり確認したことを証します。

年 月 日

担当浄化槽設備士 氏名

県知事登録番号 (—)

県知事届出番号 (—)